## 防災不燃木材連絡協議会 会則

## 第1条 (名称)

この会は、防災不燃木材連絡協議会(以下「本会」という。)と称する。

第2条 (事務局)

本会の事務局は、幹事法人に置く事とする。

第3条 (目的)

本会は、建築・内装に木材の活用に関する活動(事業)を行うことにより、木材の利用普及・防災不燃木材の普及を目的とする。

第4条 (活動内容)

本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動(事業)を実施する。① 防災不燃木材業界の活性化② 防災不燃木材の認知・普及活動および紹介③ その他本会の目的を達成するために必要な事項④会員相互の情報交換。

- 第5条 (会員の資格) この会の会員は、防災不燃木材の製造及び販売等に関する法人及 び個人とする。
  - (1) 正会員は、本会の目的に賛同し、入会登録を行った法人及び個人とする。
  - (2) 特別会員は、本会の目的に賛同し、本会の目的の為に本会からの依頼で入 会登録を行った公官庁や大学等、及び有識者、学識経験者とする。
  - (3) 賛助会員は、本会の事業を賛助するために入会登録を行った者とする。
- 第6条 (入会) 会員として入会しようとする者は、入会申込書を事務局あて提出し、役員会の承認を得るものとする。
- 第7条 (会費) 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。
  - 2 会費は次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 正会員 13,000円
  - (2) 賛助会員 20,000円
- 第8条 (退会) 会員は、退会届を役員会に提出し任意に退会することができる。
  - 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。
  - (1) 本人が死亡したとき
  - (2) 会費を1年以上納入しないとき
- 第9条 (役員) 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

会長 1名

副会長 1~2名

事務局長 1名

会計 1名

監事 1名

参与 1名

- 2 幹事法人として1法人。幹事法人からは会長又は副会長を選任する。
- 第10条(役員の職務) 会長は、会務を総理し、その業務を統括する。
  - 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
  - 3 事務局長は、本会の事務全般を担当する。
  - 4 会計は、本会の出納事務を担当する。
  - 5 監査は、本会の業務及び財産の状況を監査する。
- 第11条(役員の選任)会長、副会長(および事務局長)の選任は、会員から立候補及び 推薦された者の中から総会において選出する。
  - 2 事務局長は会長が指名する。
  - 3 会計は、事務局長(会長)が指名する。
  - 4 監査は、全会員の中から選出する。
- 第12条(役員の任期)役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第13条(役員の解任)役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、これを解任することができる。
  - ① 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
  - ② その他解任に相当する事項が認められるとき。
- 第14条(総会)本会の総会は、正会員をもって構成し、毎年1回開催するものとする。 但し、必要があるときは、臨時総会を開催することができる。

総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1)会則、事業等の改廃
- (2) 事業計画並びに収支予算及び決算
- (3) 本会の解散
- (4)役員の選任及び解任
- (5) その他本会の運営に関し重要な事項
- 2 本会の会議は、会長が召集する。
- 3 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 本会の会議は、2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。
- 第15条(役員会)役員会は、会長、副会長、事務局長、をもって構成する。
  - 2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決 を要しない業務の執行に関し、議決する。
- 第16条(事業報告書及び決算) 会長は、毎事業年度終了後6ヵ月以内に事業報告書、 収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。
- 第17条(事業年度)この会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 第18条(会計)本会の経費は、一般会計、特別会計をもって充てる。
  - 2 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
  - 3 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会を招集し決算報告す

る。

- 4 本会は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。
- 第19条(会員資格の抹消) 本会会員が次の各号に該当することになった場合は、運営会議の議決を経て登録を抹消することができる。
  - ① 会員との連絡が取れなくなった場合。
  - ② 1年以上、活動実績がない場合。ただし、休会届を提出した場合は、この限りでない。
  - ② 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。
- 第20条(会則の変更)この会則の改正は会員がこれを発議し、総会を招集し総会出席会員の2分の1以上の 賛成を必要とする。
- 第21条(その他)この会則に定めるものほか、必要な事項は会長が別に定める。

## 付則

この会則は、平成28年6月1日から施行する。

令和元年7月5日一部改正

令和3年7月26日一部改正

令和5年6月27日一部改正